

室蘭地方電気工事業協同組合青年部会則

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会は、電気工事業の次代を担う後継者を育成し、会員相互の親睦と自己の人格向上と企業の研さんを通し、地域社会に根づいた電気工事業界の進展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、室蘭地方電気工事業協同組合青年部(以下「青年部」と称す。

(事務所の所在地)

第 3 条 本会の事務所は室蘭市東町4丁目7-8電気会館内に置く。

第2章 事 業

(事 業)

第 4 条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 企業経営ならびに技術の向上に関する研修・研究。
2. 業界の向上発展についての情報、資料の蒐集。
3. 会員相互の親睦。
4. その他本会の目的を遂行するための関連事業。

第3章 会 員

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、経営者及び経営に参画できる地位である者で構成し、年齢は45歳までとする。

(加 入)

第 6 条 本会への入会を希望するものは、加入申込書を提出し、役員会の承認を得なければ
ならない。

(脱 退)

第 7 条 本会を脱退しようとする者は、脱会届を提出しなければならない。

なお、脱会する場合は、既納の会費及びその他の徴収金に関しては一切返金しない。

(除 名)

第 8 条 本会の会員が次の事項に該当する時、役員会の決議により除名する。

1. 本会の体面を傷つけ、又は主旨に反する行為があった時。
2. 会費の納入業務を履行しない時。
3. その他会員として適当でないと認めた時。

第4章 役 員

(役 員)

第 9 条 本会に次の役員をおき、総会において会員より選任する。

1. 部 長 1 名
2. 副 部 長 2 名
3. 会 計 1 名
4. 幹 事 若干名
5. 監 査 2 名

(任 期)

第 10条 本会の役員の任期は2年間とする。

(職 務)

第 11条 本会において部長は本会を代表し、その業務を執行する。副部長は部長を補佐し、

部長に事故あるときは、その職務を代行する。又監査は、会計監査を行い総会にその報告をする。

(相談役)

第 12条 本会に相談役をおくことが出来る。

1. 相談役は役員会の決議を経て部長が委嘱する。

第5章 会 議

(総 会)

第 13条 本会の総会は次の通り運営される。

1. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。通常総会は毎年1回会計年度終了後60日以内に行い、臨時総会は必要と認められた時に役員会の議決を経て招集される。
2. 総会は会員の2分の1以上の出席で成立する。
3. 総会での議決は出席者の過半数で決する。

(総会の議決事項)

第 14条 次の事項は総会の議決を経なければならない。

1. 事業計画及び収支予算の決定。
2. 事業報告及び収支決算書の承認。
3. 役員改選。
4. 会員改定。
5. その他。

(役員会)

第 15条 役員会は、次の事項を審議する。又役員会は役員総数の2分の1以上の出席で成立し、議決は過半数で決する。

1. 総会に提出する議案。

2. 総会より委任された事項。
3. 臨時総会の招集。
4. その他の重要事項。

(会議の招集)

第 16条 総会及び役員会の招集は部長が行うものとする。

(議 長)

第 17条 総会の議長は総会ごとに出席した会員のうちから選任する。

1. 役員会においては、部長がその議長となる。

(議事録)

第 18条 会議の議事録は、議長及び出席した役員が作成する。

第6章 会 計

(会計年度)

第 19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(収 入)

第 20条 本会の経費は会費、臨時会費、その他の収入をもってこれに充てる。

1. 年会費は12,000円として、年度当初までに会計に納入する。
2. 行事によっては臨時会費の徴収もある。

第7条 附 則

第 21条 本会則に明示なき事項は役員会の議決を経て運営する。

第 22条 本会則は昭和63年 3月25日より施行する。